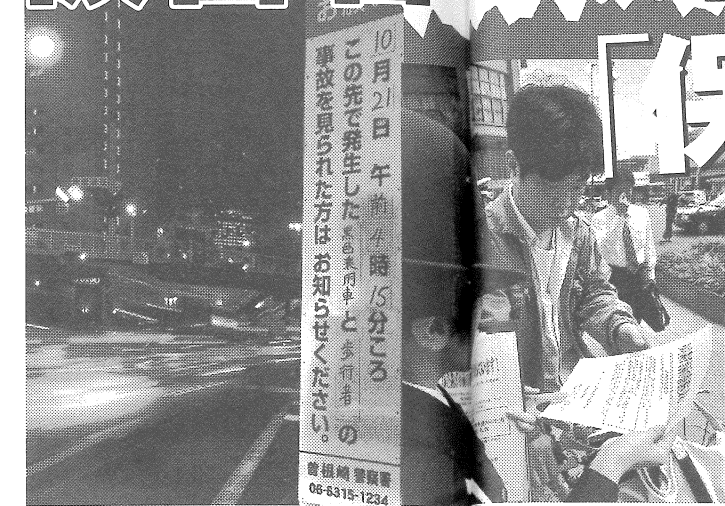


頻発する未成年の悪質な交通事故・事件 (2008年9月以降の主なもの、年齢は当時)

月日・現場	加害者(年齢)	概要
9月18日 静岡市清水区	建設作業員 (17)	ワンボックスカーを無免許運転し、街灯などに衝突。同乗した5人のうち1人(16)が死亡、3人が重軽傷。
10月18日 大阪市淀川区	中3女子 (14)	親の軽乗用車を無免許で運転。自転車の男性(58)をはねて約180メートル引きずり重傷を負わせ逃走。
11月3日 岐阜県大垣市	小3男児 (9)	無免許で祖父の車を運転。事故は起こさなかったが、約3キロ先で保護される。
7日 大阪市西淀川区	高2男子 (17)	無免許で親の車を運転。検問を振り切り逃走し、門柱に衝突。加害者と同乗者(17)が重傷。
10日 大阪府堺市東区	アルバイト少年 (17)	無免許で親の車を運転。ミニバイクの女性(61)と衝突して重傷を負わせ逃走。
同 さいたま市緑区	中3男子 (14)	無免許で親の車を運転。トラックに追突して逃走。逃走中に別の軽乗用車に追突。
同 千葉県香取市	会社員 (19)	父親の軽トラックを運転。歩行中の銀行員(24)を後ろからはねて死亡させ逃走。「人をひいて殺そうと思った」と供述。

# 異常多発中! 悪質 未成年事故 被害者の命運を分ける 「保険の条件」



少年・少女による悪質な交通事故や、車を使った犯罪が多発している。多くは無免許で、ひき逃げや、殺意のあるケースすらある。そして、同じような事故でも、賠償保険が支払われるかどうかは場合によって異なる。被害者、そして加害者家族の命運を大きく分ける「保険の条件」を考えたい。

ジャーナリスト 柳原三佳

世間を騒がせた大阪・梅田のひき逃げ事件。詐欺で執行猶予中のホスト(22)が、飲酒、無免許で車を運転して会社員(30)をはね、3キロもわたって引きずって死亡させて逃走する事件が発生したのは10月21日。その3日前に、同じ大阪市内で自転車に乗った男性(58)が軽ワゴン車にはねられ、約180メートル引きずられて重傷を負うひき逃げ事件が発生していた。

現場に車を放置して逃げた運転手は中学3年の女子生徒(14)だった。当然、無免許だった少女は、まもなく、自動車運転過失傷害

と道交法違反(無免許運転、ひき逃げ)の容疑で逮捕されたが、大阪府警淀川署は、少女を殺人未遂容疑などで追送検した。

最近、未成年が車を運転してひき逃げや重大な事故を引き起こす例が異常なペースで多発している(左ページを参照)。ほとんどが無免許運転で、ひき逃げも多い。11月3日には、事故にはならなかったが、岐阜県大垣市の小学3年生の男児(9)が祖父の車を運転し、自宅から約3キロ離れた隣町で保護される事件もあった。警察は車にキーをつけたままにしていた男児の家族に、車の徹底管理を求めたという。

例にあげた中3女子も、小3男児も、「ゲームで運転を覚えた」と話したという。オートマチック車は、ある程度ゲーム感覚で動かせてしまう。子供を持つ親として、「もしうちの子が、家の車を勝手に運転して重大事故を起こしたら」

わかない子供が勝手に車を運転して重大な事故を起こせば、被害者も、加害者の家庭も悲惨な状況に追い込まれかねないのだ。

ちなみに、筆者の家にも未成年の娘がいるが、彼女はまだ運転免許を持っていない。そのため、車の年齢条件は「35歳以上担保」に、さらに夫婦だけを運転者に限る「配偶者限定」を設定して保険料をぐんと抑えている。しかし、もし娘がハンドルを握って事故でも起こしたら、保険証券はただの紙切れ……。想像すると、本当にぞっとしてしまう。

こんな事態を想定してまで、「全年齢担保」の高い保険をかけている人は少ないだろう。だが、子供が車を勝手に運転する危険性を少しでも感じようなら、保険料が高くて「全年齢担保」で備えておくほうがいいのではないだろうか。

11月10日に千葉県香取市で起こったひき逃げ死亡事件も、大きな衝撃を与えた。父親が経営する建設会社の

と不安を抱いた人もいるのではないだろうか。実際に子供が事故を起こしたときのことを考えると、被害者に対する賠償として、車にかけた保険が支払われるかどうかにも心配だ。

意外に思うかもしれないが、加害者が無免許、飲酒運転、ひき逃げなど、法律に違反して起こした事故だからといって、被害者に対する賠償が支払い不能になるというわけではない。加害者がどんなに悪質な運転をしていたとしても、自賠責保険は「被害者救済」という目的に従い、傷害120万円、死亡3千万円、重度後遺障害4千万円を上限とした保険金が支払われるのだ。

そして、この金額をカバーする場合には、任意にかけている自動車保険も支払いの対象となる(ただし、運転者に無免許や極めて重大な過失があった場合、運転者本人のけがや自車の損害には支払われない)。

だが、どんなケースでも保険がカバーしてくれるわけでもない。注意にかけている自動車保険も支払いの対象となる(ただし、運転者に無免許や極めて重大な過失があった場合、運転者本人のけがや自車の損害には支払われない)。

軽トラックを運転した会社員の少年(19)は、県道を歩いていた銀行員の男性(24)を後方からはねて死亡させ、逃走。すぐに自首して逮捕されたが、「仕事などでイライラしていた。誰でもいいから人をひいて殺そうと思った」と供述したという。

千葉県警は、歩行者を故意にはねたとして、少年を殺人容疑で調べている。

「故意」の事故は基本的に対象外

実は、保険の約款上、「故意」で起こした事故は基本的に支払い対象外だ。裁判で明確な故意性が立証されれば、任意保険が支払われない場合もある。つまり、事故ではなく、わざと人をはねた悪質な犯罪だと認定されれば、加害者への刑罰は重くなる半面、保険会社が支払いを拒み、被害者が救済の道を閉ざされてしまう可能性が出てくるのだ。

このような超悪質な無保

けではない。注意したいのは、任意保険の契約に、運転者を限定する条件がついている場合だ。

プロの保険代理店が集結し、市民の立場で相談に応じているNPO法人「群馬保険相談室」理事長の田村興氏は、こう警鐘を鳴らす。「せっかく加害車両に任意保険がついていても、運転者が、年齢条件や家族限定の条件に合致しない場合は、残念ながら完全な救いの道はありません。たとえば、父親の車に『21歳以上担保』という条件がついているとき、22歳の子供が運転して事故を起こせば、たとえ無免許運転でも被害者への対人保険は支払われますが、同じ車を19歳の子供が運転した場合は、無保険と同じことになります」

未成年の、とくに無免許運転で怖いのが、この年齢条件だ。支払う保険料を安く抑えるため、免許を持つ家族の年齢だけを考慮して保険の条件を決める家庭が多いだろう。だが、条件に合

軽トラックを運転した会社員の少年(19)は、県道を歩いていた銀行員の男性(24)を後方からはねて死亡させ、逃走。すぐに自首して逮捕されたが、「仕事などでイライラしていた。誰でもいいから人をひいて殺そうと思った」と供述したという。

千葉県警は、歩行者を故意にはねたとして、少年を殺人容疑で調べている。

「特に人身傷害保険は『車外担保』にしておけば、自分や家族が歩行中や自転車に乗っているときなど幅広く補償されます。マイカーを保有していない方は人身傷害保険に加入できませんが、その場合は、交通・普通傷害保険や生命・医療保険等で備えることもできます。誰もが事故の加害者にも被害者にもなりたくないはずですが、しかし、まるで『鬱憤晴らし』のような悪質運転が多発する今、自分や家族の経済的な防御を考へることも重要でしょう」

今の時代、万が一のことまで考えて、保険をもう一度、チェックする必要があるだろう。

軽トラックを運転した会社員の少年(19)は、県道を歩いていた銀行員の男性(24)を後方からはねて死亡させ、逃走。すぐに自首して逮捕されたが、「仕事などでイライラしていた。誰でもいいから人をひいて殺そうと思った」と供述したという。

千葉県警は、歩行者を故意にはねたとして、少年を殺人容疑で調べている。

「特に人身傷害保険は『車外担保』にしておけば、自分や家族が歩行中や自転車に乗っているときなど幅広く補償されます。マイカーを保有していない方は人身傷害保険に加入できませんが、その場合は、交通・普通傷害保険や生命・医療保険等で備えることもできます。誰もが事故の加害者にも被害者にもなりたくないはずですが、しかし、まるで『鬱憤晴らし』のような悪質運転が多発する今、自分や家族の経済的な防御を考へることも重要でしょう」

今の時代、万が一のことまで考えて、保険をもう一度、チェックする必要があるだろう。

ひき逃げ事故の現場(右上)と捜査の様子。昨年の死亡ひき逃げ事件の検挙率は9割を超えている